

障害者差別解消条例等調査特別委員会

(平成29年12月21日)

○ 中川雅晶委員長

おはようございます。大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日、障害者差別解消条例等調査特別委員会、10回目の開催となります。よろしくお願いいたします。

まず、インターネット中継も開始いただきましてありがとうございます。

傍聴の方、市民の方、傍聴1名いただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日も手話通訳をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

最近、寒波が断続的に来たりしていますけど、きょうは非常に天気がいい、晴天ですので、この特別委員会も晴れ晴れとした会議になりますようにご協力よろしくお願いいたします。

それでは、前回、骨子案を、一度素案をつくってはどうかということで提案をいただきましたので、今まで議論をさせていただきました、1、身近で誰もが相談しやすい仕組み、2、個別事案を解決するための仕組み、3、障害者に優しい取り組みを推進する仕組みを中心にいただいた意見をなるべく条文の中へ入れさせていただいて、素案を提示させていただきました。皆さんのお手元にペーパーとそれからタブレットで配信をさせていただいております。

また、三重県議会では12月7日に障害者差別解消条例調査特別委員会が開催をされて、条例の骨子案が示されております。県も相談体制の整備、助言、あっせん、普及啓発、障害者差別解消支援地域協議会の設置と、本市と同様の条項も想定をされております。資料はタブレットに配信をさせていただいておりますので、ご参考にごらんいただければというふうに思います。

それでは、早速ですが。

その前に本日結構ボリュームもありますので、午前中にこの委員会というふうに思っておりますから、休憩はあえてとらないもんでさまざまなトイレとかは各自でその都度行っていたいただければ結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、正副で一応骨子案を提示をさせていただきたいというふうに思いますので、事務局から、じゃ、中嶋さんからよろしくお願いいたします。

○ 中嶋議会事務局主事

それでは、お手元にお配りをさせていただきました、逐条解説つき仮称四日市市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例素案、こちらを朗読させていただきたいと思えます。

では、早速ですけれども、第1章の総則から朗読をさせていただきますので、2ページのほうをごらんください。

第1章、総則。目的、第1条、この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

解説、この条例では、条例制定の目的について明記しています。

この条例では、障害を理由とする差別を解消するために、1、基本理念を定め、2、市の責務並びに市民等及び事業者の役割を明らかにし、3、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本となる事項を定めています。

そして、この条例を施行することによって、1、総合的かつ計画的に障害を理由とする差別の解消を推進し、2、障害の有無によって分け隔てられることなく、3、相互に人格と個性を尊重し合いながらともに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としています。

ページをおめくりいただきまして、3ページです。

定義、第2条、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、障害者。身体障害、知的障害、精神障害、発達障害を含む、その他の心身の機能の障害——以下障害と総称する——がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

第2号、社会的障壁。障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

第3号、障害を理由とする差別。障害を理由として不当な差別的取り扱いをすることをいう。

第4号、合理的配慮。障害者が、障害のない人と平等に全ての人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むことができるよう社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害者にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うことをいう。

第5号、市民等。本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者、本市の区域内に存する学校に通学する者及び本市に滞在する者をいう。

第6号、事業者。市内において事業活動を行う全ての者をいう。

解説、本条ではこの条例に使用する用語の意味を定義しています。

第1号関係、障害者。平成23年8月の障害者基本法の改正により、発達障害が明記されたことやあらゆる心身の機能の障害が含まれたこと、さらに、障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、身体的な障害のみに起因するものではないとする、いわゆる社会モデルの考え方が取り入れられたことから、この条例の障害者の定義についても障害者差別基本法に準拠することとしました。したがって、この条例の対象となる障害者は、障害者手帳の所持者に限りません。

第2号関係、社会的障壁。社会的障壁とは、障害者が日常生活または社会生活を営む上で障壁となっている物理的なもの、制度的なものを初めとするあらゆるものをいいます。

事物とは、通行、利用しにくい施設、設備など。制度とは利用しにくい制度など。慣行とは、障害者の存在を意識していない慣習、文化など。観念とは、障害者への偏見などをいいます。

第3号関係、障害を理由とする差別。障害を理由とする不当な差別的取り扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財やサービスや各種機会の提供を拒否することまたは提供に当たって場所や時間を制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件をつけることにより、障害者の権利利益を侵害する行為をいいます。

ページをおめくりいただきまして、第4号関係、合理的配慮。障害者が、障害のない人と同じように日常生活、社会生活を営むためには、障害を理由とした不当な差別的取り扱いをなくすだけでは十分ではありません。そこで、この号では、障害者が障害のない人と平等に日常生活または社会生活を営むことができるよう、合理的配慮として社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障害者にとって必要とされる制度の整備及び支援を行うことと定義をしました。

合理的配慮は、一律に全ての人に同じことが求められているものではありません。合理

的配慮を必要とする障害者の年齢、性別、状態、障害の特性等に基づき、どのような配慮が必要か、個別事案に即して、関係者が知恵を絞ったり、地域の専門機関の知恵をかりたりしながら、当該障害者とともに必要な合理的配慮について話し合うことが重要です。

過重な負担かどうかは、事務・事業への影響の程度、当該措置を講ずることによる事務や事業への影響の程度。実現可能性の程度、当該措置を講ずるための物理的な設備の整備、人材の確保等の実現可能性の程度。費用・負担の程度、当該措置を講ずることによる費用・負担の程度。事務・事業規模、事務や事業規模に応じた負担の程度。財政・財務状況、財務状況に応じた負担の程度を考慮する必要があります。

第5号関係、市民等。障害を理由とする差別の解消は、本市の区域内に居住する者のほか、本市の区域内に存する事業所等に勤務する者、本市の区域内に存する学校に通学する者及び本市に滞在する者がともに取り組む必要があるため、市民等という言葉として定義しています。

第6号関係、事業者。前号と同様の趣旨により、市内において事業活動を行う全てのを事業者と定義しています。

続きまして、基本理念、第3条、障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本として図られなければならない。

第1号、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例、平成9年条例第26号の趣旨にのっとり、全ての障害者が障害を理由として差別を受けず、人として尊重されることを旨として行わなければならない。

第2号、障害者に対する差別をなくす取り組みは、差別の多くが障害及び障害者に対する誤解、偏見、その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取り組みと一体のものとして行わなければならない。

第3号、社会全体で相互理解と合理的配慮の推進に取り組み、障害の有無にかかわらず平等を基本として、明るく住みよい人権尊重都市四日市市を実現しなければならない。

解説、本条は、本条例に基づき、障害を理由とする差別を解消するに当たって基本となる三つの理念を明記しています。

第1号関係、本市は平成9年に、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例を制定し、部落差別を初め、女性への差別、障害者への差別、外国人への差別などあらゆる差別及び差別を助長する行為を禁止し、一人一人の個性を重視し、人権を尊重する社会の実現に向け、さまざまな施策を推進してきました。

この号では、障害を理由とする差別の解消は、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例の趣旨を踏まえ、差別を禁止し、あらゆる差別のない社会で、障害の有無にかかわらず、全ての人が人として尊重されることを基本に考えなければならないことを明らかにしています。

第2号関係。障害を理由とする差別が生じる原因の多くは、誤解、偏見、無知など障害や障害者に対する理解が十分でないために生じていることが指摘されています。このような実態を踏まえ、障害を理由とする差別の解消は、障害の内容、障害者を取り巻く環境、必要な配慮等、障害や障害者への理解を広げ、深める取り組みと一体のものとして行わなければならないことを明らかにしています。

第3号関係。法や条例ができただけで、障害を理由とする差別がなくなるわけではありません。障害を理由とする差別は、障害者のみが考えるのではなく、社会を構成する全ての人が自分のこととして考え、障害者も障害のない人もお互いに理解を深め合い、合理的配慮の推進に取り組むことで、社会の仕組みそのものをよりよい方向に変えていく必要があります。

その積み重ねが、障害の有無にかかわらず誰もが同じ地域社会の一員として、人が人として尊ばれる明るく住みよいまち、人権尊重都市四日市市の実現につながります。

続きまして、6ページです。

市の責務。

○ 中川雅晶委員長

全部読まなくても、ポイントだけでいいと思います。

○ 中嶋議会事務局主事

それでは、条文のほうは読ませさせていただきます。

第4条、市は、前条の基本理念にのっとり、四日市市障害者計画、障害者基本法、昭和45年法律第84号、第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう、において、障害を理由とする差別を解消するための施策について定め、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

第2項、市は、障害及び障害者に対する市民の関心及び理解を深めるため、障害理解に関する研修の実施その他必要な啓発活動を行うものとする。

第3項、市は、合理的配慮の取り組みについて積極的に障害者の意見を聞き、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について、調査及び研究を行うものとする。

解説、本条では、市の責務について明記しております。

第1項から第3項までに掲げる内容を市の責務として明記しておりまして、第1項では、四日市市が策定しております四日市市障害者基本計画に具体的な実施項目、手法、時期等を定めて、また、あらゆる部局、教育、医療、福祉、雇用、防災など関係部局が相互に連携して実施することが必要であるということを定めております。

また、計画の策定に当たりましては、障害者当事者や関係者の意見を聞きながら、どのような政策が必要か、有効かなどを見きわめながら十分に検討、協議を重ね、丁寧に計画づくりを進めていくことが重要です。

第2項では、障害及び障害者に対する市民の理解を深めるために、市は障害理解に関する研修や周知啓発活動等を行うことを定めております。この第2項の解説の部分の最後のほうにも書かせていただいているんですけども、外見からは気づきにくい病気や障害を知らせるシンボルマークについての普及啓発を行うことも必要で、困っている障害者の方に声をかけやすい環境づくりを進める、そういうことがこれからの市の重要な役割といえます。

そして、第3項では、障害者の方が感じる生活のしづらさや、必要とする合理的配慮というのは、障害のない人からでは見えづらいものであることから、障害者の方から丁寧に声を聞き取って、その声を聞き取った意見は合理的配慮の提供であったり、障害者計画、また、障害者に関する施策に反映すること、そういうことが必要であります。

続きまして、第5条、7ページになります。

市民等及び事業者の役割。市民等及び事業者は、障害及び障害者に対する知識及び理解を深め、障害を理由とする差別の解消に関する取り組みの普及及び啓発を市と協力して行うよう努めるものとする。

第2項、市民等及び事業者は、障害を理由とする差別、疑いがある場合も含む、に関する事案を発見したときは、市に情報を提供するよう努めるものとする。

第3項、事業者は、障害の特性に応じて、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行い、障害者が利用しやすいサービスの提供及び障害者が働きやすい環境整備を図るよう努めるものとする。

この解説につきましてですが、本条では市民等及び事業者の役割について明記しており

ます。

こちら、条例の骨子素案のほうでは、第5条市民等、第6条事業者等と二つに分けさせていただいておりましたが、今回、こちらのほうは市民等及び事業者ということで、第5条にまとめさせていただいております。中でも、第3項の事業者につきましては、特にということで書かせていただいております。解説の第3項関係を少し読ませていただきますと、事業者には、障害者差別解消法において合理的配慮の提供、こちらが努力義務として課せられています。また、雇用の分野については、障害者雇用促進法で義務として課されています。この四日市市は日本有数の産業都市として今日の発展を築いてきましたが、その長い道のりにおいて公害を初めとする人権にもかかわる悲しい経験がありました。障害者と障害のない人がともに支え合って暮らすことのできる社会の実現、こちらは事業者の皆さんが障害の状態に応じた合理的配慮を提供し、障害者が利用しやすいサービスの提供や障害者が働きやすい環境整備に積極的に努めていただくことで確実なものとなっていきます。

次のページをごらんください。

第2章、身近で誰もが相談しやすい仕組み。身近で誰もが相談しやすい体制の整備、第6条、市は、障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において相談ができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

第2項、市は、前項の相談体制に関し、市民の関心及び理解を深めるとともに、相談を必要とする者に十分に利用されるようにするためにわかりやすく周知するものとする。

こちらにつきましては、障害を理由とする差別があると感じ、悩みを抱えている場合であっても、いざ障害者の方から行政機関に相談を持ちかけることというのはとても勇気が必要であるとの声を受け、本条を規定しております。

差別に該当すると思われる事案が生じた場合に、障害者、その家族、その他の関係者にとって身近に相談できる場所があるということは、事案解決のために極めて重要です。そのためにこちらの条で相談しやすい相談体制を整備することとを明記させていただいております。

少し解説をさせていただきますと、こちらの骨子素案などでも皆さんからご意見を頂戴いたしております相談体制の整備についてということで、第1項関係のところ、今の四日市市には障害福祉課であったり、人権センターを中心に相談を受けることができるように障害者差別解消法に定める職員対応要領を策定しております。ただ、そもそも障害者の年

齢、性別、状態、障害の特性によっては市役所まで相談に訪れたり、電話をかけること自体が難しい、あるいはどこに相談したらいいのかわからないといった声がありました。こちらでも委員会の中で事例をご確認いただいたと思いますけれども、近年は、ICTの急激な発達によりまして、タブレット端末を利用しながら自宅で手話通訳を利用した方向で相談を受けるといった事例もごらんいただきましたけれども、このような方法で障害者の方に負担の少ない方法で相談に応じることができるように市民センターを含め窓口のあり方や、相談体制そのものの見直しがこれからの時代には求められております。

このような考えのもと、この条で本市は障害者やその家族、支援者など関係者が身近で相談しやすい体制を整備することとしております。

続きまして、次のページをごらんください。

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保及び充実、第7条、市は、意思疎通について支援が必要な障害者が円滑に相談することができるよう、個々の障害の特性に応じた点字、手話その他の適切な方法により、意思疎通の手段の確保のための配慮を行うものとする。

第2項、市は、障害者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備、その他コミュニケーション手段の確保及び充実を図るものとする。

解説のほうで幾つか第1項関係のところ①から⑥と例示で列挙させていただいておりますが、障害者の方がご相談に来られる際に、自分の思い、気持ちというのを十分に伝えられるようにしていただくよう、こちらを支援するために点字翻訳、手話、筆談等障害の特性に応じたコミュニケーション手段の充実を図ることというのをこの条で定めております。

また、第2項のほうでは、点訳者、手話通訳者、意思疎通を支援する人の養成であったり派遣であったり、あとは先ほどの条の解説でもご説明を少しさせていただきましたが、タブレット端末などの情報通信機器を利用してコミュニケーションを行うための手段であったり、方法、内容を充実、整備していくことを図るものということを決めております。

次に、10ページをごらんください。

第3章、差別事案を解決するための仕組み。相談、第8条、何人も、市に対し、障害を理由とする差別、疑いがある場合も含む、に関する相談又は情報の提供をすることができる。

第2項、市は、前項の相談又は情報の提供を受けたときは、次に掲げる対応を行うこと

ができる。

第1号、関係者への事実確認、第2号、専門的知見を活用した情報提供及び助言、第3号、関係行政機関の紹介、第4号、関係行政機関への通告、通報その他の通知、第5号、次条に規定するあっせんの申し立ての支援。

こちらの条につきましては、障害を理由とする差別に該当すると思われる事案があった場合の相談について定めているものであります。

第1号から第5号に掲げる対応を市のほうで行うということを決めておきまして、まずは、例えばなんですけれども、第1号のほうで関係者への事実確認、こちらを行うこととしまして、必要に応じてあとは第2号以下のことをしていくというような規定になっております。

続きまして、12ページをごらんください。

あっせんの申し立て、第9条、障害者は、市長に対し、当該障害を理由とする差別、疑いがある場合も含む、に関する事案を解決するために必要なあっせんを行うよう申し立てることができる。

第2項、障害者の家族、その他の関係者は、当該障害者にかわって、前項の申し立てをすることができる。ただし、当該申し立てをすることが当該障害者の意に反すると認められるときは、この限りではない。

第3項、あっせんの申し立ては、前条第2項に基づく対応の終了後でなければすることができない。ただし、あっせんの申し立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認めるときは、この限りでない。

第4項、第1項及び第2項の申し立ては、その対象事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

第1号、行政不服審査法、平成26年法律第68号、その他の法令により、審査請求その他の不服申し立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分を取り消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。

第2号、申し立ての原因となる事実のあった日から3年を経過しているものであるとき。その間に申し立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。

こちらの第9条では、市長に対するあっせんの申し立てについて明記しております。

まず、あっせんというのは、第1項関係の解説のほうにも書いてございますけれども、障害を理由とする差別を受けたと思われる者と、その行為を行ったと思われる者が事案解

決に向けて話し合いの場を持つことを、公正・中立な立場からあっせんすることをいいます。このことを第1項で障害者の方から市長に対して申し立てることができるということを定めております。

第2項につきましては、その障害者の家族の方、その他の関係者の方がかわってできるということを定めておりまして、ただ、あっせんを申し立てることがその障害者の方の意に反すると認められるようなときは申し立てができないことを定めております。

第3項のほうでは、あっせんの申し立てというのは、前条の相談の対応の後でなければすることができないということを定めておりますが、ただ、直ちに解決を図らなければ重大な人権侵害が生じるおそれがある事案などについては、緊急の必要性があると市長が認めたときには、相談対応の後でなくてもあっせんを申し立てることができるということを第3項のほうで定めております。

第4項では、あっせんができない場合のことを定めておりまして、例えば、第2号のほうで定めておりますけれども、障害を理由とする差別を受けた者と、その行為を行ったとされる者があっせんによって円滑な事案の解決をするためには事実関係についてお互いに認識する必要があります。ただ、時間の経過とともに正確な証拠であったり、証言など事実関係の確認が難しくなるとあっせんを行ったとしても事案の解決に結びつきにくくなるため、事実のあった日から3年を経過した場合には申し立てることができないというふうに、こちらの第4項のほうで定めております。

次に、第10条、14ページをごらんください。

調査、第10条、市長は、あっせんの申し立てがあったときは、当該申し立てに係る事実について調査を行うものとする。

第2項、前項の規定にかかわらず、第8条第1項の相談又は情報の提供に係る事案が著しく人権を侵害する行為であると疑われるときは、市長は直ちに当該事案に係る事実について調査を行うものとする。

第3項、前2項の場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

第10条では、あっせんの申し立てがあった場合に、市長による事実の調査、それから、調査対象となる者への調査への協力義務を明記しております。

この中でも第2項を少しご説明させていただきますと、あっせんの申し立てというのは原則として本人の意思により行うものではありませんけれども、市が相談または情報の提供を

受けた段階で、その事案が著しく人権を侵害する行為であると、そういった場合については、障害者あるいはその家族、その他の関係者からのあっせんの申し立てを待つことなく、直ちにこの事案に対して調査を行うことというのをこの第2項のほうで定めております。

続きまして、15ページをごらんください。

あっせん、第11条、市長は、前条第1項及び第2項の規定による調査の結果、あっせんを行うことが適当でないと認める場合を除き、四日市市障害者差別解消支援地域協議会に対し、あっせんを行うよう求めるものとする。

第2項、四日市市障害者差別解消支援地域協議会は、前項のあっせんのために必要があると認めるときは、当該あっせんに係る障害者、その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

こちらはあっせんについて明記しております。

このページの下の方に、あっせんの手続の流れというのがございますので、こちらを見ながらご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、左から、①、②、③、④、⑤、⑥と進むようになっていまして、まず、障害者の方もしくはその家族、その他の関係者の方から市に対して相談が①としてあった場合、市は②として相談対応を行います。障害者の方が、その相談を受けてそれでもなお相談対応では解決できなかった場合は、③あっせんの申し立てということで、市長のほうに対して申し立てをされます。その申し立てを受けて市のほうは、④事実の調査ということで、障害を理由とする差別に関しまして事実の調査を行います。そして、ここであっせんを行うことが適当でないと認める場合を除いては、⑤あっせんの求めということで四日市市障害者差別解消地域支援協議会のほうにあっせんの求めを行います。これを受けて、四日市市障害者差別解消地域支援協議会のほうは、障害者相手方に対してこの事案を解決できるようなあっせんを行うと、そういった流れになっております。

続きまして、16ページを少しごらんいただきたいと思います。

第11条の第1項で、あっせんを行うことが適当でないと認める場合という記述がございますが、それはどのような場合かと申しますと、こちらに掲げてございまして、あっせんの申し立てがあった後に双方が納得した場合、解決された場合であったり、②であっせんの申し立てに係る事実が確認できない場合、また、③であっせんの申し立てに係る事案が四日市市外における事案であって、あっせんの機会の設定が困難と認められる場合、このような場合についてはあっせんを行うことが適当でない場合ということで、こちらの

ほうに書かせていただいております。

また、第2項では、四日市市障害者差別解消支援地域協議会、こちらのほうは、中立・公正な立場で対応する必要がありますことから、どちらか一方に偏ることなく中立にあっせんを行うために、あっせんに係る関係者の方に対しまして出席を求めて説明であったり、意見を聞いたり、資料の説明を求めて調査を行うことができるということを第2項のほうで規定しております。

続きまして、17ページをごらんください。

勧告、第12条、四日市市障害者差別解消支援地域協議会は、市長に対し、次の各号のいずれかに該当する者に対して必要な措置を講ずべきことを勧告するよう求めることができる。

第1号、四日市市障害者差別解消支援地域協議会が前条第1項の規定によるあっせんを行った場合において、正当な理由なくあっせん案を受諾しなかった者。

第2号、四日市市障害者差別解消支援地域協議会が前条第2項の規定による求めを行った場合において、正当な理由なく当該求めに応じず、又は虚偽の説明をし、もしくは資料を提出した者。

第2項、市長は、前項の規定による求めがあったときは、当該求めに係る者に対し、当該事案の解決のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

こちらの第12条では、勧告について明記しております。

第1項で、四日市市障害者差別解消支援地域協議会が行うあっせんの実効性を担保するためにこの規定を設けることにしております。この第1号、それから第2号に掲げるような方に対しまして、必要な措置を講じるように勧告することができるということをこの第1項のほうで定めております。

第2項では、市長はこの四日市市障害者差別解消支援地域協議会のほうから勧告を求められた場合に、その求めがあったときに当該事案の解決のために必要な措置を講ずるようその方に対して勧告することができるということを定めております。こちらは、この条例におきましては、当事者同士の話し合いに基づいた解決というのを基本としておりますので、この勧告というのは、第1項に規定するような悪質なケースに発動することというふうにしております。

次に、18ページをごらんください。

公表、第13条、市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該

勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

第2項、市長は前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、あらかじめその旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

第13条では、公表について明記をしております。

こちら、先ほども少しご説明をさせていただきましたけれども、この条例というのは当事者同士の話し合いに基づく解決を基本としておりまして、勧告というのは悪質なケースをされた場合に発動することになるんですけれども、その勧告を受けてもなお事案の解決に協力せず障害を理由とする差別の解消に取り組もうとしない場合、そういった場合については、公表の対象となる場合があります。こちらを第1項のほうで定めております。

第2項では、この手続というのは慎重に行う必要があるため、手続を行うに当たっては事前に対象者の方に対してその旨を通知し、そして本人または代理人の出席を求めて意見を述べる機会というのを定めることにしております。

次に、19ページをごらんください。

四日市市障害者差別解消支援地域協議会、第14条、第11条第1項の規定による求めに応じてあっせんを行うほか、次に掲げる事務を行うため、四日市市障害者差別解消支援地域協議会、以下「協議会」という、を置く。

第1号、障害を理由とする差別を解消するために必要な施策について、市長に意見を述べること。

第2号、その他障害を理由とする差別を解消するために必要な事務を行うこと。

第2項、協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、平成25年法律第65号、第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねるものとする。

第3項、協議会は、委員10人以内をもって組織する。

第4項、協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

第1号、障害者又はその家族、第2号、学識経験者、第3号、保育、教育関係者、第4号、医療、介護関係者、第5号、社会福祉関係者、第6号、事業所関係者、第7号、地域の代表者、第8号、関係行政機関の職員。

第5項、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6項、委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

こちらにつきましては、四日市市障害者差別解消支援地域協議会について定めたものになっております。この協議会におきましては、第4項に定めますとおり、障害者の方、関係者の方、専門家、それぞれ多様な方にご出席いただく協議会となっておりますので、それぞれの分野における知見を十分発揮できるような委員構成とさせていただきます。

続きまして、20ページをごらんください。

第4章、障害者に優しい取り組みを推進する仕組み。こちらは条例の骨子素案のほうでは1号ずつの想定で各分野を定めておりましたけれども、1条ずつ整理を分けさせていただきます。

保育、教育に関する合理的配慮、第15条、市は、障害のある子供が障害のない子供とともに生き、ともに育ち合うことを基本として障害のある子供が保育及び教育を受けることができるよう、環境の整備に努めるものとする。

第2項、市は、子供たちに対し、障害についての正しい知識を提供するとともに、障害者に対する差別をなくすため、保育士及び教職員に対し、障害及び障害者に対する理解並びに障害者及びその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施に努めるものとする。

第3項、市は特別支援学校と保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校等との連携及び調整を図り、障害のある子供の保護者に対し、就学に関する十分な情報の提供及び相談に応じるよう努めるものとする。

第4項、市は、障害のある子供が、その能力や可能性を最大限に伸ばして自立を図り、社会参加することができるよう特別支援教育を推進するとともに、その目的や内容を市民に分かりやすく周知するものとする。

解説に、第4章の大きな目的が掲げられておりますけれども、第4章では、この条例の目的を一步一步しっかりと進めていくため、特にみんなで合理的配慮の取り組みを進めていこうとする分野について各条に明記をさせていただきます。

こちらの第15条につきましては、保育、教育に関する合理的配慮ということで明記させていただきます。骨子素案のほうでは、保育と教育が分かれておりましたけれども、一つの条文として整理、まとめさせていただきます。第1項から第4項までそれぞれ掲げさせていただきます。

続きまして、22ページをごらんください。

医療、介護に関する合理的配慮、第16条、市は、障害者が安心して医療及び介護を受けることができるよう、福祉、保健、医療、民生委員、児童委員その他の関係者と連携し、支援に努めるものとする。

第2項、市は、障害者が医療又は介護のため緊急を要する事態が発生したときは、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第3項、医療及び介護に関係する事業者は、従事者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

こちらは医療、介護に関する合理的配慮について明記しております。

こちら骨子素案のほうでは医療のみでございましたけれども、医療に加えて介護に関する合理的配慮ということで、整理をさせていただいております。

次に、23ページをごらんください。

福祉、住まいに関する合理的配慮、第17条、市は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスの提供体制の確保及び情報提供に努めるものとする。

第2項、福祉サービスを提供する事業者は、従事者に対し、障害及び障害者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

第3項、市は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるよう、市営住宅においては、障害者にとって必要な住戸を確保するとともに、民間共同住宅の賃借が円滑に行われるよう、不動産事業者等と協力して必要な支援に努めるものとする。

こちらは福祉、住まいに関する合理的配慮について明記しております、こちら骨子素案のほうでは福祉のみでしたけれども、福祉、住まいということで書かせていただきまして、整理をさせていただいております。

次に、24ページをごらんください。

交通、公共施設に関する合理的配慮、第18条、公共交通事業者は、障害者が公共交通機関を円滑に利用できるようにするため、乗降の支援、乗降をしやすくする対策の推進、障害者にとって必要な環境の整備並びに障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施に努めるものとする。

第2項、市は、公共施設の整備及び管理に当たっては、障害者が円滑に利用できるようにするため、障害の特性に応じた案内、誘導その他必要な環境の整備を行うよう努めるものとする。

こちらは交通、それから公共施設に関する合理的配慮について明記をしております。

次に、25ページをごらんください。

雇用に関する合理的配慮、第19条、事業者は、国、県、市その他関係機関と連携して、障害者の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、障害及び障害者に対する理解を深めるための研修の実施並びに障害者が働きやすい環境整備に努めるものとする。

第2項、市は、障害者がその希望と適性に応じた就労を行うことができるよう、事業者、福祉、医療その他の関係者による支援体制を広げるよう努めるものとする。

こちらは雇用に関する合理的配慮について第1項、第2項として掲げさせていただいております。

次に、26ページをごらんください。

情報、コミュニケーションに関する合理的配慮、第20条、市民等及び事業者は、障害者との意思疎通に当たっては、障害の特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いるよう努めなければならない。

第2項、市は、障害者みずからが、日常生活又は社会生活を営む上で必要な情報の取得及び意思疎通を行うことができるよう、訓練その他必要な支援を行うものとする。

こちらの第20条では、情報、コミュニケーションに関する合理的配慮について明記しております。

特に第1項をごらんいただきたいんですけども、ほかの条文につきましては、努めるものとするといった形で書かせていただいております。第20条のこの第1項につきましては、努めなければならないというふうに定めております。この合理的配慮の提供につきましては、障害者差別解消法のほうでは障害者の方から意思の表明があった場合に合理的配慮の提供を行うことと定められておりますので、その意思を聞き取るためには障害の特性に応じたコミュニケーション手段でその声を丁寧に聞き取ることが大切です。そこで、市民の皆さんにおいては、障害者差別解消法では義務としてはこの合理的配慮は課されておられませんけれども、人権尊重都市四日市市を構成する一員として、同様に取り組んでいただくことというのを定めてございます。

次に、27ページをごらんください。

防災に関する合理的配慮、第21条、市は、災害時に障害者がその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ的確に伝えられるよう多様な手段による情報提供を行うよう努めるものとする。

第2項、市は、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障害者に対し、声掛け、避難所への同行その他の支援を行うことができる関係を地域社会において築く取り組みを推進するよう努めるものとする。

第3項、市は避難所において障害者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障害者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障害の特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。

この第12条では、防災に関する合理的配慮として3項定めております。

続きまして、28ページをごらんください。

スポーツに関する合理的配慮、第22条、市は、障害者が障害のない人とともにスポーツを自主的かつ積極的に行うことができるよう、障害者にとって必要な支援体制の整備、指導員の育成及び情報提供を行うよう努めるものとする。

この条では、スポーツに関する合理的配慮について明記をさせていただいております。

第15条から第22条まで、ここまでが合理的配慮の具体的な内容について書かせてございます部分で、この条例の目的を進めていくために特に四日市市としてみんなで進めていこうという分野について明記されたものになっております。

次に、29ページをごらんください。

合理的配慮の提供に係る普及啓発、第23条、市は、市民等及び事業者の行う合理的配慮の提供に関する取り組みが促進するよう、合理的配慮の取り組み事例に関する情報の収集、整理、提供及び普及啓発に努めるものとする。

こちらは解説にも書かせていただいておりますけれども、合理的配慮という言葉、この言葉自体まだ普及がされていないということであったり、まだまだなじみの深い言葉にはなっているとはまだ言い切れません。ただ、この合理的配慮というのは障害者の皆さんが社会生活、社会参加、日常生活をしていくに当たって欠かすことのできない考え方でありますので、市も含めてですけれども、市民等及び事業者の皆さんに隔々まで行き渡ることというのが大切です。この考え方を頭では理解しても、いざ行動に移そうとしたときに、具体的に何をすればいいのかわからない、また、費用負担が重たいんじゃないかとの心配、そういったこと、あるいは情報の不足からなかなか積極的に手助けができないということがありますので、四日市市として市民及び事業者の皆さんが合理的配慮の提供を行う際の参考となるように、合理的配慮のよい取り組み事例を集めたり、または、その取り組みを紹介したパンフレットの作成であったり配布をしていく、そういったことをこの第23条の

ほうで定めております。

次に、30ページをごらんください。

表彰、第24条、市長は、積極的な合理的配慮の提供に特に貢献したと認められるもののほか、障害及び障害者に対する理解を広げ、差別を解消するため市民の模範となる行為をしたと認められるものを表彰することができる。

こちらは表彰制度について明記させていただいております。

二つ、①、②とございまして、障害者へ積極的に合理的配慮の提供を行い、特にお手本となるようなすばらしい取り組みを行った市民等や事業者、それから、障害や障害者に対する理解を広げ、模範となる行為をした市民等や事業者、こちらを市長が表彰することによって、合理的配慮の提供を後押しし、障害を理由とする差別の解消につなげていく、こういったことを目的としております。

それから、31ページをごらんください。

第5章、補則。条例の見直し、第25条、市長は、この条例の施行から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要と認めるときは、条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。

それから、補則としてもう1条。委任、第26条、この条例の施行に関し、必要な事項は別に規則で定める。

以上が、長くなりましたけれども、条例素案のご説明をさせていただきました。

○ 中川雅晶委員長

はい、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、ここから、この条文から、どこからでも結構ですので、ご意見をいただければと思いますし、また、前文に関しては、この条例に込めた思いなどが伝わるように正副で検討していきたいと思うんですけども、どうか皆さんもこういう文言はぜひ入れてほしいとか、こういう趣旨はぜひ入れてほしいとかというご意見も賜りたいと思いますし、また、条例の、今、名称も仮称になっていますが、こういう条例の名称はどうかというご意見も賜ればありがたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、委員の皆さんからのご意見、ご質疑をお願いいたします。

○ 森川 慎委員

短期間でまとめていただいております。

差別解消に向けたいろんな取り組みは書いてもらって、細かくその辺はまた今後議論していきたいと思うんですけど、障害を理由とした差別の禁止ということがどこにも書かれていないんですけど、これはあえて外してあるんですか。

差別を禁止、差別してはいけないということが明確にはうたわれていないような気がするんですが。

○ 中川雅晶委員長

これは基本理念のところ、あらゆる差別をなくしていくというのは3条の基本理念のところにも、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指す条例というものもありますし、本市は人権都市宣言もしているというところで包含しているというもとの、もちろん差別は許さないということですね、なくしていくというところはその辺で包含できるんじゃないかなという。

(発言する者あり)

○ 森川 慎委員

何かありましたでしょうか。

○ 三木 隆副委員長

5ページの中ほどに差別を禁止しというのが。

○ 中川雅晶委員長

5ページ、逐条解説のほうの1号関係のところ。

○ 森川 慎委員

これはちょっとうたってほしいなと思うんですけど。

○ 中川雅晶委員長

条文にという意味ですか。

○ 森川 慎委員

条文にです。今さっき、ほかのところを見ていましたけれども、やっぱり項目として、例えば明石市だと障害を理由とする差別の禁止ということがうたわれておって、何人も障害者に対し障害を理由とする差別をしてはならないということはどうなっているのか、やはりこれが一番のところなので、条文としてはぜひうたっていただきたいなというのが思いですし、もっと踏み込むならば、障害のある方たちも健常者とか一般の人たちと同じように暮らしていく権利があるとか、その辺の権利のあたりまで理念に入るのか、何に入るのかそこまではまだちょっとわかりませんが、そのあたりをもう少し明確にうたうべきかなというのが、今ざっと見て思ったところなので、ぜひ皆さんで議論いただいてご配慮いただければなと思います。

○ 中川雅晶委員長

はい、ありがとうございます。

例えば、この条文に明確に明記するということに何かご意見があれば賜りたいんですが、ほかの委員さん。

○ 日置記平委員

詳細については、これやっぱり専門家というか弁護士というか、その辺のところも関係してくるので。それと日本の今憲法上の問題もあるので、みんなこれ全て入れてしまう必要があるのかどうか。四日市の条例としてこの範囲でと、そして国の定める問題と、もう一つは厚労省が定めている問題とありますので、それぞれの分野に。全て包含するというのはとりあえずは、これはその辺のところはよく吟味しないといけないことかなというふうには思いますね。

○ 森川 慎委員

議員間討議になるかもしれないですけど、そやけど差別自体は、障害に由来する差別はなくしていきましようというのが根本の国の示されたのもそうやし、今各自治体で定められておるそういう障害者差別解消の条例においては一番基本とするところだと思うので、障害を理由とした差別をなくさなければいけない、それに対する各政策なり市民や事業者

がどんなふうにしていくかというところなので、その根本は、やはりちょっとそこは全てじゃないと言われるとちょっと違うのかなということを思うんですが。

○ 中川雅晶委員長

森川委員のおっしゃることは重々よく理解できるし、そういう思いでこの条文をつくっているんですけど、そもそも憲法にも基本的人権というのは明記されていて、障害者基本法、それから障害差別解消法という上位法があって、そこにはそういうことはきちりと多分明記はされていて、それに基づいて市でどういうふうにこれを具体的に毛細血管のように流していこうかというのが条例なので、思いはよくわかるんです。そのとおりなんですけど。

○ 谷口周司委員

きょういただいた資料1に県の、三重県づくり条例案の骨格案があると思うんですけど、ここの第2には差別の禁止などということで差別的取り扱いの禁止とうたわれておるんですけど、これはどういう内容かわからないんですけど、これは県に入っていて市にはそこまでは踏み込んでいないということになると思うんですけど、県はしっかり明記をしているというところもあるんですけど、何かこの辺の内容が、まだ県は詳細が出ていないかもしれませんが、県は第2でうたっているというところをどう見るのかなというのもあるかと思うんですけど、ここって何かわかることは。県なのでちょっとあれですけど。

○ 中川雅晶委員長

まだ、これ本当に、まだ骨格という段階なので、ちゃんと条文に落とししたものではないですから何とも言えないんですけど、確かに県は多分このイメージから行くと、谷口委員がおっしゃったように、森川委員がおっしゃったように、条文にしっかり入れていこうという感じかなと読み取れないことはないですよ。

だから、そこをあえて強調するために条例として入れるかどうか。入れても入れなくても趣旨的には同一かなと思うんですけど、より鮮明にさせるための条文として落とし込むかどうかというところの議論はあるかなというか、検討するべきところは、今おっしゃっていただいたところはあるかなと思います。

逆に、三重県条例がその条文を明確にすれば、市があえてまた同じようにその条文を明

記するかどうかということもあると思うんですが、その辺は一回ちょっとまた検討していきたいなというふうには思うんですが。

ほかの委員さんでご意見のある方、おられますか。

○ 樋口龍馬委員

今この委員長の思いの中では間違いなくという、逐条解説の中でも禁止という文言を示していただいて、条文本体に書かなかった理由があったら教えていただきたいんですけれども。

○ 中川雅晶委員長

書かなかった理由というのは、そもそも上位法でその辺はきちりと定められているのでという前提のもとです。

○ 樋口龍馬委員

前提があるなし、文言がきれいだったからなのか、前提の中にあるのであれば書いてあってもいいのかなとも思いますし、あえてそこに入れたほうがいいんじゃないかという意見に対して対応するには少し論拠が弱いのかなというふうに僕は思ってしまうんですけれども。

それは入れたらあかん理由があるなら、はっきりこの場で言っていただいたほうがいいし……。

○ 中川雅晶委員長

ですから、先ほども申し上げたように、入れてはいけないというのではないですし、とりあえずそういう選択をして今回素案をつくったということで、皆さんが、例えばより四日市市として姿勢を鮮明にするのであれば、そういう選択肢もあるのかなと。決してそれを否定しているわけではありません。いろんな意見を賜りたいと思いますし、それは検討させていただきたいと思います。

○ 樋口龍馬委員

よりよくなればそれに越したことはないので、要、不要でどちらでもかまわないんであ

れば入れてしまえばいいのかなというのが私の感想になるんですが、あくまでこれはもう意見でとどめさせていただいて、答弁を求めるものではございませんので、縮めます。

○ 中川雅晶委員長

ほかに。

○ 中村久雄委員

今の禁止という言葉の文言ですけれども、この障害を理由とする差別の解消推進と、この条例の大きな目的というのは、今までのこの障害者基本法とかいうのがやはり本当に市民、事業者、行政の責任をどういうふうにも明確化していくというふうなことが主眼で、本当に委員長がおっしゃった毛細血管に入るような条例になっていかなあかんというところで、四日市は先ほど言った5ページのところにもありますように、部落解消をはじめとするあらゆる差別を無くすことの条例で差別を禁止ということ、国の法律でも禁止というのがあるということですので、あえて今度つくるものには、その前提の中でそれをいかに人々の気持ちの中に入り込める条例にするのかというのが、第一かと思うんです。だから、この条文の中にはあえて含んでも含まんでもいいと思うんですけど、含まずに前文の中で、四日市の部落解消をはじめとする条例等々、障害者基本法、そういう国の法律なんかのところも入れて、そういう禁止ということも、そういうのは決まっているという中でそれをいかに人々の心の中に入り込めるようなものを目指した等々な文章になればすんなりいくなというふうなことを感じています。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

なるほど、そういう前文の中にきっちり姿勢を入れていくというのも一つ選択肢かなというご意見ですね。

○ 石川善己委員

ちょっとずれるかもわからないんですけど、最終的には入れる入れないはここでしっかりと皆さん議論していただければ、僕はどちらでもええのかなというところではあるんですが、ただ、個人的な思いというか意見の中で、この件に限らず以前、他の自治体でいじ

めの条例ができたときもそうなんですけど、本来的にいじめもそうですし、こういった差別もそうなんですけど、わざわざうたわなくてもやったらあかんことは当たり前のことを条例化したりとか明記しなきゃいけないのかなというのはずっと僕は個人的な意見としては持っていたんです。書かなくたってやっちゃいけないことは当たり前であって、どうするかというところは個人的な意見です。

ただ、ここで皆さんが合意をいただいて入れるべきだということになれば入れることには反対をするという思いはないですが、そもそも明記しなくてもやってはいけないことは明白なことについて明記をする必要はあるのかなという疑問を持っています。

テクニク的なところでいうと今も少し出たんですけれども、入れ込むのであれば1番の総則のところに、障害を理由とする差別の解消についてのところに禁止という文言を入れ込むということかなというのが技術的なところは思うんですけど、何かそもそもやってはいけないことをあえて書かなくてもいいか、書かなきゃとめられないようなことはいじめのときも思ったんですけど、何かすごく違和感があって、そもそもしなくてもやっちゃいけないことはやっちゃいけないんだからということの思いが個人的にはありますということだけ、意見表明です。

絶対に反対という意味ではありませんので、皆さんである程度合意が図れるのであれば入れてもいいとは思っていますが、ということなんです。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員

その話をすると合理的配慮ももともとせなきゃいかんことだから、この条例自体が否定やんか。それはちょっと石川さん違うんちゃうんかなと私は思うな。

○ 石川善己委員

入れるなど言っているわけではないので、ただ、個人的な感覚としてそもそもだめなもの、当たり前のことを明記しなきゃいけないというところが。ただ、合理的配慮については解消法の中で改めてうたわれてきているところがあるので、そこをしっかりとやっていこうという点での確認も含めてのものだと思っているんですよ。それ以前の、法とかそういうものではないところでの問題かなと思っているんです。その差別にしてもいじめにし

でもというところが自分の中にはあるので、個人的には入れなくてもいいのかなというところはあるんですが、皆さんが入れたほうが良いという判断になるのであれば、絶対にやめましょうというところではないというところです。

○ 森川 慎委員

上位法があつてとか、例えばそもそも憲法に人権の尊重というのがうたわれておるところで、だけどやっぱり現実として、社会にそういった差別——障害者だけではないですけど——さまざまなことがあつて、その中で、市としてあえて私たち議員発議でこの障害を理由とする差別の解消に向けた条例を制定しようということをあえてしているんですから、この禁止ということをやろうということのはすごく私はこの条例を定めること自体が一番大切なことだというふうを感じるんですけども、それは、もちろんやったらあかんことはやったらあかんし、そういうことは今まで生きてきた中で、一般的な規範の中で教えてもらって常識としては持っていますけれども、だけど、やっぱりインターネット上を見ればそういった差別的な書き込みがたくさん散見されて、それをどうやって解消していこうか、そういう中で、例えばヘイトスピーチのそういった法案であるとか、そういうところもわざわざ制定しているわけで、これを四日市市で条例として定めていこうというところで私は絶対に必要だというふうに思っています。

意見表明ですけど。

○ 中川雅晶委員長

さまざま意見いただければと思いますし。ほかの意見。

○ 川村幸康委員

政治なり行政の課題ですときの考える基本はやっぱり当事者意識を持たないあかんということやで、話の中で石川さんが言われておるみたいに個人的なあれはあるやろうけど、結局は当事者意識を持ってやるとどっちのほうに視点を置いて考えるかということは大事で、そうじゃないと政治や行政って要らんことにもなるで、それはやっぱりできれば当事者意識の目線でやる必要があるかなというのが思っておるのが一つ。

それでもう一個は、載せる載せないの話でいくと、そもそも多分これは解消法じゃなくて、差別禁止法からスタートして自民党なり与党でもんで、最終的に解消法になったのか

など私は思っているんですよ。だから、初めは恐らく題目も解消法じゃなくて多分差別禁止法やったと思うんですよ。自民党の中でも異論、反論あって、けんけんがくがくやって多分この法律に落ちついた中でいくと、四日市は四日市でそのところを自分らの考え方で四日市はやるようにやれば私はいいかなと思うので。そこら、よその自治体で自民党の強いといったらちょっとおかしいけど、与党の強いところは多分恐らく禁止ということをやつたわなくて解消というほうにくるだろうし、そうじゃないところを多分恐らく差別禁止というぐらいの形、どうしようかなと私は思うておるのでね。だから、三重県はやっぱどっちが強いのかようわかったなと思いつつ見ておるんやけど。

そんなことで争う必要はないんやけど、だから、文言の大事さというのは最終的にその目的が大事で、だからシンプルにいくとやっぱり差別の禁止というのほうたうべきで、そうすると、それに関することでもさまざまな施策を打てるということの考え方が大事で、旗が明確じゃないとつくった手段も明確にならんところからいくと、個別の自治体ではやっぱり旗頭をしっかりと見えてるところに立てるという考え方が私はいいかなと思つています。

国はその辺のがくがくがあつて解消法になつたと思うておるで、その辺、考えていただいてもう一度正副でもんでもらえばなというふうに思います。

○ 中川雅晶委員長

はい、ありがとうございます。

一度正副でもう一回検討させていただきたいなと思います。

○ 川村幸康委員

もう今の話と変わってしまうんだけど、コミュニケーションのとこだけ、中嶋君が言ってくれたみたいに、20条、努めなければならないというような形のものにさせていただきましたというのはええことやなと思つたんやけど、ほかでも私は、努めるものとするとなめなければならないというやつと、行うものとするとなめものとするというところの文をもう一度ちょっと私からいうと障害者のほうに視点を合わせ、差別される側のほうに合わせると、それは強く求めれないものと求められるものと両方あるかなと思つたり、それから、行政は義務やで、市の責務なんかはどっちかというところ、4条なんか、計画的に実施するものとするをしなければならぬでもええのかなと思つたりしているんですよ、実は。

行政に課すものは、上位法というか法文からいうても、4条がね。

だから、総合的かつ計画的に実施するものとするよりは、しなければならないか、何かそういう、もう少し行政計画を立ててきちっとしていかないかんよというのをやったほうがいいのかなどという気がするので、その辺の文面の最後の使い分けを多分委員長気を使って正副でやってもうたと思うんだけど、それをもう一度一遍見直してもらって考えてもらいたいなというふうに思いました。ここでは余り落とし込んでしっかりとわかっておらんのであれです。

それからあと、14条の障害者差別解消支援地域協議会というのを10名以内をもって組織するというけど、10名が多いか少ないのかもちょっとわからんのやけど、20人おってもええのかなとか思ったりもしたところがあって、さまざまな問題があると。そこらをどう見るのかなと。

特に政治的な中立を確保するとか、この中において。これが平等で、公平と公正さを保つような協議会にせなあかんやろうし、もう一つは。それと、利害関係の調整も必要になってくるだろうし、あと、手続したり、これでこうやっててもいいのかどうなんやということの慎重性もここには出てくるような気もするんですよ、案外これはね。訴訟事にもなりかねやんこともあるので、だから、そういう意味からいくと10人で今の役所がやっておるような、10人では弱いのかなと思って。もう少しボリューム厚くして、行政委員やでねこれも、地域協議会は行政委員になるやろうで。

四つぐらいかな、政治的な中立性をどうやって保つかということとか、公平で公正な行政をそこでしていかなあかんわけやで、そうするとそれをどう担保して利害調整をどうやってつける部分も出てくるやろうし。あと、手続がわからんと、えい行ってまえじゃなくて、これはもう、それやで大丈夫ですよ、手続進めていってもというそれぐらいはきちっとできるということを含めて、解説の中でも、こういうメンバーでこういう人員、行政にしますよと。そこに議会の人間が入っていくかどうかもうわからんけど、議会全体で1人ぐらい、1人か2人充て職として入れていくのか。これは、ほかの充て職とはちょっと違うから。これは、広範になると、そういうこともあってもいいのかなどという気がしたので、その辺も一度。法的に入れるとは思うけど議会も。ただ、その考え方ですよこの特に協議会の。その辺だけを少しやってもらえばなど。

以上とします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

先ほどその、コミュニケーションは努めなければならないというのは鋭いところで、ここはその前の身近な相談体制をやっ払いこうというところと連動していて、特に四日市としては、この条例で進めていこうという部分の意図をとっていただいた文かなとあるんですけど、ほかのところもどうかというところもぜひご意見もいただきたいというところですし、あと、その市の責務の総合的かつ計画的に実施——4条のですね——するものとするというのは、しなければならないと同義、法的にいうと同義やと思うんです。

その辺は、事務局どうですかね。

○ 川村幸康委員

言葉が違うもので、文言がわからんだもんでさ、どうなんかなと思って。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

調査法制係の渡部です。

今おっしゃった文言の部分なんですけれども、主語が市はとなつてございますところは、市も含めまして行政に法令の順守義務がありまして、今法令整備の用語として当然こういうふうの規定があると守らなきゃならない、やらなきゃならないという意味で、ものとするとか、行う、努める場合は努めるものとするという表現にはしてございますけれども、例えば努めなければならないと書いても委員長おっしゃったように同義であります。

ここは議論の経過ではっきりこれを打ち出すんだということで皆さんがまとめていただければ、そのような表記に直すことは十分可能であります。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

はい、ありがとうございます。

日置委員、その件ですか。

○ 日置記平委員

私もこれチェックしておるんだけど、最後の表現が、例えば3ページか、2条のところ

の、ものであってとか、障害のある者とか、制限を受ける状態にあるものとか、一切のものをいうという、ここにある、ものね。ここちょっとなんか少し気になったところです。このものというのが。それで、この平仮名のものと漢字の者があるんですけど、この辺のところはどうなんだろうかなというふうに思いました。

それから、川村委員が言った5ページの基本理念のところ、行わなければならない、実現しなければならない、これはそうなんだけど、ならないという言葉がいいのか、すべきだというのがいいのか、目的、着地点は一緒なんですけど、そんなような細かく言えば言葉の問題は私も少し気にはなりました。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

○ 日置記平委員

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

その辺もちょっと整合性であったりとか合わせていたりとか、より皆さんの中で市民にわかりやすくするという意味では、先ほど川村委員が言ったようなやり方もあるのかなと思いました。

それとあともう一つ、先ほど川村委員からあった障害者差別解消支援地域協議会の件ですが、そもそもこの条例の議論する前に市のほうではこれを設置するという方向性は決まっています、ここにはあっせんもこの地域協議会でしていただくというようなことも、役割を担っていただいてということでこの条例の中に明記して位置づけをさせていただいたんですけれども、10名以内をもってというのはそういうあっせんであったりとかというところに機動的に対応できるという人数というよりも、余り多くするとなかなか難しいというのもあってという配慮もあったのかなと思うんですが、その辺、行政側、田中課長のほうからご所見あれば。

○ 田中障害福祉課長

障害福祉課、田中です。よろしく申し上げます。

私も今進めている、四日市の差別解消の支援地域協議会なんですが、こちらは差別解消法に基づくもので、その中にはいろんな差別をなくすためのいろんな施策の提言とかいった部分が求められておりますので、基本的には少ない人数のほうでやらせていただくという形で今進めさせていただいておるんですが、今回こういった形で条例案の中で出てきたあっせんの機能を持たせていくということはかなり大きなお話だと思います。その中で、少人数でやるというようなご意見も当然あるかと思いますが、先ほど川村委員がおっしゃられたいろんな意味で政治的な中立性の担保であったりとか、公平・公正性というようにところでいきますと、多様な意見も当然必要だということもありますので、そのあたりはご議論をいただくところなのかなというふうに今感じております。

○ 川村幸康委員

多ければええとは思っていないけど、多分恐らくこの法が出てくるときには個別法で来ておるでこれは、障害者なり、男女なり、高齢者なりの差別が個別法で自民党がやろうとしてきたやつに対して、ここのところへ来るときには差別になるで、そうすると個別法ではいかなのかなというのが私の考え方なんや。

だから本来は、目指しておった法案というのはどっちかという障害者差別禁止法なり含めて人権救済法やったと思うんやわな。差別禁止法やったと思うんやわ、目指しておったんは。それが、時の政調会長、あの辺の考え方が少し個別法に切りかわったもんでこれ変わったと思っておるで、だから、糾弾する権利とかそんなものなかなかこれは弱められていく中で、今度は逆にあっせんという形になったわけや。今までやったら、デモもしてもよかったし、変な話やけれどもそういったこともできておったんからいくと、今度はこういうあっせんのほうに、糾弾を抑えるというちょっと言葉は悪いけれども事実上そうや。糾弾するような権利は行政側が抑えたわけや、これで。そのかわり、あっせんはせならんとなると、今の障害者の差別でありながらも高齢者が入ったり、複合的な差別が入ってきた場合のことをどうするんやというようにところに来るもんで、少し考え方的には個別法じゃなくて総合法でいったほうが私はいいのかなと思うし、恐らく障害者で高齢で女性でという問題を抱えて言ってきた場合に、今のメンバーでは対応ようせんのかなと思っておるもんで、だからもう少しそれはよう考えて、引き出しは多いほどそういうときにはいいに決まっておるんやで、私はやるべきかなと。

だから、例えば、当事者で障害者の人を呼んでも、身体障害もおれば、知的障害のわかっておる人もおれば、さまざまな人がおって全然それによって違うでき、出てくる意見も考え方も。そうするとそれはやっぱり、それなりにあっせんするとき、それ怖いよ、結構。文句あったら、これあっせんに対して聴聞かけてやれるわけやで、今度は逆に。

そういうことを考えると、この地域協議会というのはちょっと母体を特別委員会で条例化してくるんなら、厚みを増して何でも対応できるようにしとかなあかんとちゃうかなと私は思うておるで。

あとは、今委員長が言われるように、今やっておる機能にプラスアルファを私はせなあかんやろなと思うておる。なんでかという、この前提は、差別が起こってきたときの前提やで。ただ単に障害者の何とかという話と違って、問題が課題じゃなくて問題が起きたときのやつやで、ということかな。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。はい。

ここの支援地域協議会の件について、ほかの委員さんで。

○ 森川 慎委員

余りこんな細かいとこまで条例で定めなくてもいいということはないんですか。この地域協議会の位置づけが余りちょっと今理解できていないので、知らないで申しわけないですけど、この辺は、川村さんが言っていたみたいに、柔軟性を持たせたほうが組織としてもよりやりやすくなってくるんじゃないかなと思うので、余り細かく決めないほうがいいような気がします。

○ 中川雅晶委員長

そういう選択肢もありますよね。

ほか、この際、皆さん。

ほか、ないですか。

じゃ、これ、今ご意見いただいたので、一回検討してみたいと思います。

じゃ、ほかのところ。

○ 荒木美幸委員

素案、ありがとうございます。少し細かい点になるかと思いますが、二、三点、もし思いが反映していただけるのであればと思って意見をさせていただきます。

まず、6ページの市の責務のところ、第4条の第2項のところですけども、障害者理解に関する研修の実施などについて、あるいは啓発について条文でうたわれています。その逐条解説のところを見ますと、1行目のところに、市民の理解を深めるため、市は障害者理解に関する研修や啓発の活動を行っていくと定めていますと書いてありますが、実際に、例えば啓発であったり、周知であったり、研修は既に市でもしっかりやっただいていると思うんですね。けれど、実は足りないというのは、先ほど川村委員が当事者意識とおっしゃいましたけれども、やはり当事者意識に立った、より実践的な研修がすごく弱いのではないかというふうに思っています。といいますのは、今、鉄道会社であったり、航空会社であったり、あるいは、空港などは不特定多数のたくさんの方々がいらっしゃるということで、こういったバリアフリーであったり、ユニバーサルデザイン研修はもちろん当たり前なんですけれども、半分以上が物すごい実践的な研修をしています。車椅子に乗ってみる、そのことによってどれだけ景色が変わるか、上から目線が厳しいか、あるいは大音量のヘッドホンをつけてどれだけ音が聞こえないということが怖いのか、あるいは目隠しをして館内を歩く、どれだけ視覚が不自由ということが大変なことなのか、あるいは障害者ではありませんけれども、男性の方に妊婦さんになっていただいてそういう体形の中で落としたものをどれだけ取るのが大変か、そういう非常に実践的な研修をやっているんですね。

ですから、机上の研修に終わらないで、これからの研修というのは、より当事者意識に立った、当事者の立場に立った実践を交えた研修をしっかりやっていく、そしてそれを含めて啓発していくということがすごく大事なかなと思っていますので、もしそういう視点の言葉が入るようであればお願いしたいというのが1点です。

次、行ってよろしいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 荒木美幸委員

それともう一点は、相談体制のところなんですが、8ページ。

身近な相談ってすごくもちろんハード、そしてソフトともに整備していくことはすごく重要だと思っています。これまでも地区市民センターに設けてはどうかといったような議論もありまして、きめ細やかな相談ができる体制はこれは当たり前のことだと思っているんですが、よく相談——障害者に限らずですけれども——相談をしたいという方の相談をした後の感想を聞くと、相談をしても何も変わらなかったとか、自分の思いがなかなか伝わりにくかったとか、そういうような何も対応していただけなかったとかというご意見が多いんですね。何もしなかったわけではないと思うんですが、結果として相談をした方の納得性とか満足度につながっていないというのが現状だと思うんです。私は話を聞くだけでも納得、満足を得られることはすごく多いと思っていますので、私は、ここにこの第6条の逐条のところには第1項の関係云々と書いて、一番最後のほうに、地区市民センターを含めた窓口のあり方や相談体制そのものの見直しがこれからの時代には一層求められます。このような考えのもと、市は、障害者やその家族支援者など関係者が身近で相談しやすい体制を整備することとしていますと、この整備するところにはハードヒューマンは含められてくると思うんですけれども、そこにもう一步、やはりより相談者の求めることに対して納得、満足度が伝わるような相談体制をしっかりと整備するように努力していくことが大事じゃないかなと思って、これ意見とさせていただきます。

もう一点は、23ページ、住まいに関する事ということで、福祉のところには住まいの件も入れていただいております。

この中に特に知的障害者の方々が暮らすグループホームということについては特に触れてはいないんですけれども、逐条解説の中の第1項の、5行目から、市はという市の役割のところを書いてあります。市は、職員対応要領の趣旨に沿って、福祉サービスの提供体制の確保及び情報提供に努めるものとしていますと、こういったことにそういったことも含まれているという理解でこれはよろしいでしょうか。ここ一つだけ質問です。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

この最後の質問のところの部分は、行政側じゃないな、これ、うちがつくっているものだから。

多分、そういう意図で書いているんですけど、これでは足りませんか。

○ 荒木美幸委員

グループホームについてはもちろん行政のほうも進めていただいている施策の一つではあると思いますし、恐らく計画の中の位置づけもあると思いますので、それで補完できるのであれば私はいいかなと思っていますが。

○ 石川善己委員

逐条解説にその文言を明記してくれということで意見として言えばいいんじゃないですか。

○ 荒木美幸委員

グループホームに関することということですか。石川委員、もしよかったらそのところ……。

もしそういったことを明記ができるのであれば、特に今障害を持つお母様方の悩みの一つでもありますので、そういったことの整備もやはり当事者のご意見をよく伺って進めていく、よりというような、そんなところがもし入れば。ここにフォーカスされていけば別にあえてとは思っていますが。

○ 中川雅晶委員長

グループホームなんかはそういう施設というか、それは公共やったら公共で、していかなきゃならないという部分ですよね。ここは、どちらかというところそういう障害者の方のためのグループホーム等の施設というよりも、通常の民間のアパートであったりとか、市営住宅であったりとかというのにちゃんと障害者に対して配慮してくださいね、合理的配慮をしてくださいね、支援をしてくださいねということの文言なので、言っておられる趣旨はよくわかるんですけど、またちょっと検討させていただきます。

○ 荒木美幸委員

はい、以上です。

○ 樋口龍馬委員

ちょっとこれは、理事者にお尋ねしてもいいですか。

○ 中川雅晶委員長

はい。

○ 樋口龍馬委員

第3条のところの第1項部分なんですが、四日市の四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例もウェブ上で開きながらなんですけれども、これ、何となく私のイメージでは、こちらに四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例の規定を旨として行わなければいけないと書き込むより、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例のほうを改正して今回の条例を運用しているよということを書いたほうが整理がつくのかなというふうに感じたんですけど。後からできた条例だもんで最近できている条例をこっちに書くのかというのが通例なのかどうかというのが私わからなかったもんで。

○ 中川雅晶委員長

これは、行政に聞いても答えられないですよ。

今、樋口委員がおっしゃるのは、今、四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例とありますよね。これは条例としてありますので、この条例に今つくっている条例がかわるという意味ではない。

○ 樋口龍馬委員

そういう意味ではなくて、ごめんなさい。

この条例、8条構成の条例なんですけれども、この条例は。もちろん全ての差別というふうに書かれているんですけど、より細かく記しているのがこっちなので……。

○ 中川雅晶委員長

こっちというのはどっち。

○ 樋口龍馬委員

今、我々がもんでいる条例なので、どうなのか、どっちのほうを読みやすいのかなと思って。双方に書き込むのがいいのか、あらゆる差別を無くすというふうに規定されているんだから、それを包含しているものだというふうに捉えて、こちらに書き込むほうが適なのか、ちょっと私わからなかったもので。先にできているからこっちに書いてあるという話なのか。スポーツの条例なんかをつくっていくときにはほかの条例を変えていかなきゃいけないよねという整理も当時あったので、どうなのかと思って。

○ 中川雅晶委員長

私の中のこの素案を考えさせていただいたときは、この条例には今差別といってももっともっと広いわけですよ、今私たちがやっている障害者差別解消の条例よりもはるかに広いところを包含したあらゆる差別を無くすという条例ですよ。人権宣言もそうですが、それの中の障害者差別に関してもっと合理的配慮なり、差別の解消を具体的に施策として展開できるような、推進できるような条例というところの位置づけですので、その大きさというか目的としては、この四日市のある部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くす条例のほうがはるかに大きいから、その一部を今つくっているのかなという感覚でしたので、ここに多分基本理念で置いているということですね。

3項のほうには、人権尊重都市四日市というところも少し入れさせていただいていると。先ほどの条文に差別禁止というのを明記するというところの理念と少しかぶるところはあると思うんですけど、その辺はどうですかね、逆に。

○ 樋口龍馬委員

僕は何というわけじゃないんですけど、自分が特別委員会の委員長をやらしてもらっているときに、例えば審議会の設置条例もいじらなきゃいけないとか、さまざまな関連条例を同時に整備していかなきゃいけないという実務面の仕事があったので、これもここに他の条例名を引っ張ってくるからにはそれなりに整理をかけていったほうがいいのかと思って、その整理をどうせかけるんだったらどちらに記していくのが適なのかというがわからなかったものでお尋ねをしたわけであって、別に今のあり方に疑義があるとか異議があるとかという話ではなくて、どうしたほうが、どの市民が見てもわかりやすい流れになるのかなという質問をしたかったんですわ。

○ 川村幸康委員

もうちょっとそれは、深く踏み込んで考えて言わんとおかしな話になるで、それだけにしとかな長なるわ、話しするとな。

結局今言うておるのは、その当時、これができたときは、同和の特別対策法しかなかったわけや。差別したらいかんよという禁止法というのは。あとはざぼっと基本的人権で言ってたわけや。個別法があったのは、それは特措法で、同和問題だけやった。同和問題だけではあかんよねと、それ以外の差別もあるよねという話の中で、そしたら障害者もある、さまざまな差別問題がある、もっと言うと四日市だと公害患者の差別もあるとか、もっと言うと浮浪者の人ら、ああいう人らの差別もあるとか、ありとあらゆる差別はだめよねという条例をつくりましょうということできたという考え方なんや。だから、全然、樋口さんの言うておる観点と全く違うわけやで、何かで条例を整理するというのではなくてこれは、基本的に。その当時特措法としてあった部分のところはこれしかなかった。ここだけでは取り組みが、条例をつくるのにこれだけでは弱いよねということで、あらゆるという文言を入れる中でウイングを広げてきたと。今回でも本当なら障害者差別禁止法というよりも、人権救済法とか、それこそ差別禁止法というのができたら一番よかったんやけどそれはちょっと表現の自由や政治的な自由とか、いろいろな自由のほうとの葛藤があって最終的に個別法に落とし込んでやっていくわけやで、ここで条文を引っ張ってくるのは、それをそうしたらこっちを整理するというのは全然論点が、考え方が違うわけや。

だから、個別法で来ておると、全体法でいったらええんやったら今、樋口さん言うように、障害者の解消法もそれこそ差別禁止法でいったらええわけや。だけど、そこにはいろいろと与党内なり野党内での国の議論もあって個別法に来ておるわけやで、そこを言いだすとややこしくなるので、これはもうそれで一旦ここでやっておるやつやで、これを載せやんと幅広いあれにはならんわけや。

だから、逆に言うたら必要なんやこれは。これを入れることによって、条例の中に、さまざまな、例えば障害者でありながら、女性でありながら、高齢者でありながら、部落出身でありながらとか、公害患者でありながらとか、いろんなことがそこでだめですよ、差別したらというのに含まれていく中で、そして問題が起きた場合には、今度のその地域何とか協議会というところでもさまざまな対応をしてもらえるとという形になるわけや。

そこがやっぱり構築して、理解しておかんと、これ外せとか、それをこっちに変えろという話ではないよ、それは。

○ 森川 慎委員

基本理念なんで、一番最初に来るところなんで、やっぱりほかの法令の名前を出してくるんじゃないくて、この趣旨を我々の言葉で構築して1項目には載せたほうがいいような気がするんですが、この趣旨を私たちの言葉でつくり上げるということには意義があるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

先ほどの差別のところの部分ですよね。それを明確に打ち出していくか。私の中には四日市の部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例というのもすばらしいと思いますし、都市宣言も、これ何年やったかな、早い段階で、平成4年でしたかね、にされているという部分も、そういう歴史も大切にしたいという、そういうことの流れの中に、特に障害者差別解消について少し施策推進をしていく条例をつくりたいというところが意図ですよ。

逆にいえば、障害者差別の解消が進んで、あらゆる差別というのは、男女共同参画もありますし、先ほど言われた部落差別もあったりとか、ほかの人権もあって、じゃ、そっちと整合性どうなのと。障害者差別ばかりが推進されて、男女共同参画とか、ほかの人権施策はどうなのという整合性もあるかもしれないですけど、でも、この障害者差別解消が進展することによって、ほかの差別の解消も進展する勢いになればなという思いはあります。

○ 森川 慎委員

そこをぜひ、私は言葉としてやっぱり盛り込むべきやと思います。それだけ、思いがあるんやったら、やはりこれは議員発議でこれつくるんですから、やっぱり我々の言葉でそこを紡いでいくということには、条例に魂を入れるという意味でも大切なことだと思うので、一回検討していただきたいなと思います。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。前文に入れていくということも。この条例に対する思いというのは、基本理念に入れるのも一つですし、前文に強く入れていくということも明確にする一つの選択肢かなと思うんですが。一度その部分も、先ほどの差別禁止の明記と、基本理念に入れてい

くのか、前文でしっかりと明記していくのかというのは、少し検討させていかなきゃいけないなというふうに。それから、当事者の皆さんのご意見も、前回の委員会の際に意見を聞きながらつくり上げていきなさいというご指摘もいただいているので、ぜひその辺の部分も素案をご提示させていただいて意見を聞いていきたいなというふうに思います。

ほか、何かございますかね。

○ 中村久雄委員

7ページの事業者の役割のほうですけれど、第3項関係の逐条解説のほう、3行目からの、本市は日本有数の産業都市としてと、それで悲しい経験がありましたというのが、この前後の部分と何かここだけ浮き出てるなというのが。これぱっと読んで出てきたんですけど、もうちょっとすんなりいかんのかなと。産業都市としてやってきたで、公害を初め人権の歴史もあったと、それを克服してきたうちの産業都市というところが言いたいと思うけど、もうちょっとそこまで書いたほうがええんかなと、何かここだけちょっと浮き出ているような、そんな感じがしました。

○ 中川雅晶委員長

これは、ここでもちょっと公害のことも議論した経緯もあつたりとか、これもその市民とか生活者のことよりもどっちかいったら経済発展とかということ、産業発展とかというのを優先したために人権であつたりとか、生活を置き去りにしてしまったという歴史というのを入れ込むことによって、四日市らしいそういう思いをこの一文に込めさせていただいたんですが、前後の文脈とまた検討させていただきたいというふうに思います。

○ 川村幸康委員

書きにくいんやったら、そこで携わって仕事をしておる人もおるんやけど、今の現状でいくと、そっちの産業も伸びておるんでさ。公害を起こしたから、公害を克服するための産業、マイナスやったイメージがプラスの産業にも生きておるといところを少し書きながら私は出したほうのが、四日市は産業都市で頑張ってきた分、負の遺産として公害を出したけど、今やその公害を環境ビジネスみたいな形の産業にして四日市はやっておるよということを含めてやっておるわけやで。それがなくなかなか、それだけやとそこで勤労をしとった人が何かうっと思うけど、今やそれを環境ビジネスにしておるとい

ころまでがやっぱり四日市の今の強みやろうで、そういうことを書いたらもうちょっとええんちゃうかなと思う。

○ 中川雅晶委員長

そういう歴史もありつつも、変毒為薬してこういうふうに進展しているという部分もあるという、環境都市として……。

○ 川村幸康委員

だから、動脈と静脈はできておったけど、静脈も四日市で今や産業に変えておるよみたいな話やとええのかなと思って。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。それもぜひ検討させていただきます。

ほか、ここでもいいですし、ほかのところでも何かご意見あれば。

○ 日置記平委員

1条からずっと順番に行くんですが、一番最初、1章、総則、目的が1条になっていますが、目的が1条ね。それから、理念が5ページの第3条の上に理念とあるやんね、これね。この理念を3条へ、括弧して入れるのかなという気が。理念なので、理念って条例をつくる理念だね。理念というのが頭に来て、それから目的が来るのかなと、順序だと思わんですよ。

例えば、いろんな会則をつくるにしても、議会基本条例をつくるにしても、理念というのがぼんと上にあってそれから目的がいろいろ入っていくのが普通かなというふうな気がして、ですから、第1章総則の前、一番最初に理念があって、それから第1条目的があつてというのがルールかなというような気が、気がですよ、しました。

○ 中川雅晶委員長

これ、何か条例のつくり方というか、所作みたいな、それは専門家、法律の専門家の見解を聞きたいと思いますので、事務局どちらか、渡部係長。

○ 渡部議会事務局調査法制係長

事務局の渡部です。

今、日置委員がおっしゃった趣旨は大変よくわかります。ですから多分、恐らくその部分は委員長が冒頭おっしゃったように前文のほうに入れていきたいということもありまして、そういう部分と、それから、所作につきましては、そうしたところで理念とか考えを入れた上で、やはり1条は目的あるいは趣旨を書くと、その上で2条に定義、これをきちんと定義づけて何を言いたいのかを書く、その上で大体基本理念であるとか基本目的、こういった構成にすることが多ございまして、また、参考にさせていただければと思います。

以上です。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

そうですね、前文がいかにかに大切かというのがありますね。

前文がしっかりとしたそういう明確にわかりやすいようなものを出せば、今おっしゃっているところも少し解消されてくるのかなというような。

○ 日置記平委員

例えば、病院にしても病院の理念があります。経営方針があります。経営方針の中に理念が入ってくるのかではなくて、理念があって経営方針があるというのが意外に普通なもので感じたので。

○ 中川雅晶委員長

おっしゃっていただいたとおりだと思います。

だから、強烈な理念は前文の中に少し入れ込んでいくというの必要なのかなと思います。そうすると、きれいに目的があって、第3条の基本理念というところにつながっていくような形で。

○ 竹野兼主委員

先ほど委員長が言っていたいただいた議員提案の条例を実施していくための行政側との意見

交換していくよと話をしていたところの部分のところ、先ほど荒木委員が言われておった第2章の、例えば身近で誰もが相談しやすい仕組みというところの部分があって、そのところには必要な体制の整備を図るものとするとかという一番大きな部分があると思うんですが、私たちも会派のところでは実際の条例をつくっているところに勉強に行かせていただくと、マンパワーというか最終的に課の中の部分のところのそんなに大きな人数ではないんですけど、小さな数人のマンパワーがリードしていくみたいな状況があったのを勉強させてもらってきています。そんな中で、この今この条例が制定された場合に行政側の形で事業体制というかそういう部分のところというのはきちっと確立できていくのかなという、そういうようなのを行政側のほうはどうやって考えているのかというのは少しお話をさせていただけることって可能なんでしょうか。

○ 中川雅晶委員長

それは、そうですね、いいです。僕はよう答えられないので。

○ 川村幸康委員

部長がおらんとわからんやろ。

○ 竹野兼主委員

課の部分だけでもわからんの。

○ 川村幸康委員

わからん、人事は部長や。

○ 中川雅晶委員長

今、そこまで大きい話だとちょっとあれですけど、現状と、この条例で考えられる窓口の対応とかという部分……。

○ 竹野兼主委員

ふえていかなあかんのかなというふうにもどうしても思ったりもするので。

○ 中川雅晶委員長

ここはこの委員会の中で議論したように、相談窓口、遠いところじゃなくて身近なところがいいよねという話をされていて、だからといって地区市民センターに全て専門の担当者を張り付けられるというのはなかなかハードルが高いので、少なくとも障害者の方が行って何もわからないという状態ではなくて、ちゃんとコミュニケーションが、言いたいことがちゃんと伝わるような体制をつくらなきゃいけないよねというところで、さっき20条のコミュニケーションのところに努力義務ではなくて、これ、ミッションの書き方にしてあるわけですよ。その前段で、きっちりという体制を構築してくださいねというのも何条でしたかね、というのをして、その委員会でいただいた意見をなるべくこれを具現化するための条例にするわけです。じゃ、それが完璧かと言われると、そのマンパワーとか言われるとなかなかそれは厳しい話で、今ここでは何とも言えないです。

○ 竹野兼主委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 森川 慎委員

さっきのお話も含めてなんですけど、市の責務のところには財政上の措置をうたい込む必要がないのかなというのを思っておって、その市の役割をより実効性を――多分委員長もうなずいておるので同じような思いがあってというのかもしれないんですけど――その辺は、いいんですかね。うたい込んである条例とそうでない条例って各自治体でいろいろあるんですが、実効性を高めるという意味ではそういうのも必要なのかなという思いもありますので、考えていただければと思います。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。

一応、ちゃんとした市の計画に乗せてしなさいということでは入れさせていただいているんですが、その辺の部分、今森川委員がおっしゃったところについては、また正副で検討させていただきたいと思います。

きょうのところはこの辺でよろしいでしょうかね。

もう勘弁してください。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

それでは、次回の日程、1月18日というところで決めていましたので、とりあえずと言っていましたけど、1月18日ぜひよろしく願います。

また、その次はまたその次でいいですかね。あと、今宿題いただいたところをいろいろ関係部署、関係団体と意見を伺いながら正副で検討させていただくということによろしいでしょうか。

じゃ、次回、その検討した内容を持って、1月18日、もう少しこれ深めていきたいと思えますので、ご協力よろしく願います。

本日はどうもありがとうございました。お疲れさまでした。

12 : 10 閉議